

徳島県提案：消費者庁、内閣府消費者委員会、(独)国民生活センター

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)	○ 徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。	① 徳島県の施策が全国モデルとなるという点については、人口減少・少子高齢化が進んでいるなどの徳島県の状況は、全国の消費者行政を検討・推進する上での参考になる面があると思われる。 ② 人口の多い都市部における諸問題への対応に関しては、どの程度参考になると考えられるか。 ③ 徳島県と消費者庁・国民生活センターの連携による施策展開について、具体的にどのような連携、どのような施策の内容を想定しているのか。 ④ 徳島県と消費者庁・国民生活センターが物理的に近くに所在することで、連携はどのように促進されるのか。近くに所在するからといって、徳島県だけと消費者庁が連携協力することになれば他の都道府県の理解を得られないのではないか。
東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)	① 徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。【再掲】 ② 都市部の課題については、関西広域連合参加自治体との連携が可能。	
政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)	① 徳島県においては、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されており、サテライトオフィス(東京分室)の最大限活用や、テレビ会議システムの導入・活用により、距離的障壁を克服することが可能となる。 ② これまで東京圏でしか行えないとされてきた意思決定手続や調整業務であっても、高度情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションへの置き換えは可能であり、セキュリティを確保しつつ、消費者庁・国民生活センターの業務を着実に事務処理できる環境が整備されている。 ③ 四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、東京圏との連携は可能である。 ④ 法執行機能については、現在、関西圏等の執行を公正取引委員会の地方事務所が執行しており、同様の執行方法を応用すれば対応可能。 ⑤ 消費者委員会については、消費者行政の推進に支障が生じないように、同委員会も誘致したい。(スペースも確保する予定。)	① 消費者庁には以下のような機能・業務がある。テレビ会議の活用で消費者庁の機能を低下させずに任務を達成できるか十分検討する必要がある。 ・消費者安全に関する危機管理(緊急対策本部の速やかな開催、関係省庁と連携した事態への対処)。 ・国会対応(衆・参に通例設置される消費者問題を扱う特別委員会、消費者庁が立案し提出する法案の審議、各党部会・調査会等、様々の国会議員説明等への対応)。 ・関係省庁と協力して幅広い消費者問題に対応する消費者政策の司令塔機能の発揮、消費者法の企画立案等の他省庁との調整を要する業務。 ・消費者取引や表示の適正化などのための規制法の執行(訴訟対応を含む)。 ・全国規模の消費者団体・経済団体等(本部は東京にあることが多い)との連携。 ② 国民生活センターについて、テレビ会議の活用で消費者庁、消費者委員会や関係省庁との連携、事業者との交渉、事業者団体等との連携の確保ができるか。国民生活センターが行う相談処理・ADRにつき、交渉の相手方となる事業者の多くは東京圏に所在するが、機能を低下させずに対応できるか。 ③ テレビ会議については、国会内・議員会館や各省庁にテレビ会議システムが整備されていないなど、現状では政府全体として活用する環境がない。また、対面説明でなくテレビ会議により説明することについて相手方の了承が必要であり、機密情報の管理、システムトラブルへの対応等についても十分な対策が必要。 ④ サテライトオフィス(東京分室)については「組織や費用」の増大につながらないか。 ⑤ 多くの人材が東京近隣で容易に得られる現在と比べ、照会専門員等の非常勤職員(消費者庁)、ADR委員、弁護士や経験を積んだ相談員資格保持者等(国民生活センター)が確保できるのか。 ⑥ 消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能をどのように維持するのか、以下の点について留意が必要(関連資料あり)。 ・移転後も、消費者問題に関連する幅広い分野について、高度な専門性を有する委員を現在と同人数(延べ80人以上)確保し、現状どおりの消費者委員会の運営を維持することが可能か、また、関係府省や民間企業に対する有効かつ十分なヒアリングを行うことが可能か。 ・移転後も、消費者委員会事務局において、民間企業等からの出向による政策調査員を、現状どおり十数名確保することが可能か。 ・国会対応について、「消費者問題に関する特別委員会」を始めとする各種の委員会における質問通告等への対応に影響が出るのではないか。等
その他	○ 「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保。部屋の再配置等を含め、移転に必要な整備についても全面的にバックアップする。ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。	○ ICTの設置・活用自体において、「組織や費用」の増大を生じさせないために、どのような工夫をするのか。